

資料1-1

令和元年12月20日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第138号の概要

(建築着工統計調査の変更)

1. 建築着工統計調査の概要（現行）

調査の目的

全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。

調査実施機関

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室

調査の概要

調査 範囲

建築基準法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出（建築工事届）に係る建築物

調査 事項

- ① 建築物着工統計調査：着工予定期日、工事の予定期間、床面積の合計、工事費予定額 等
- ② 住宅着工統計調査：着工予定期日、工事の予定期間、住宅の床面積の合計、工事費予定額 等
- ③ 補正調査：工事の変更、実施床面積の合計、工事実施額 等

選定 方法・ 数

- ①建築物着工統計調査及び②住宅着工統計調査：全数（約60万）
- ③補正調査：無作為抽出（約5,000）

調査 方法 ・ 組織

- 【調査方法】 ①建築物着工統計調査及び②住宅着工統計調査：郵送、オンライン調査
③補正調査：職員による調査
- 【調査組織】 国土交通省－都道府県－報告者

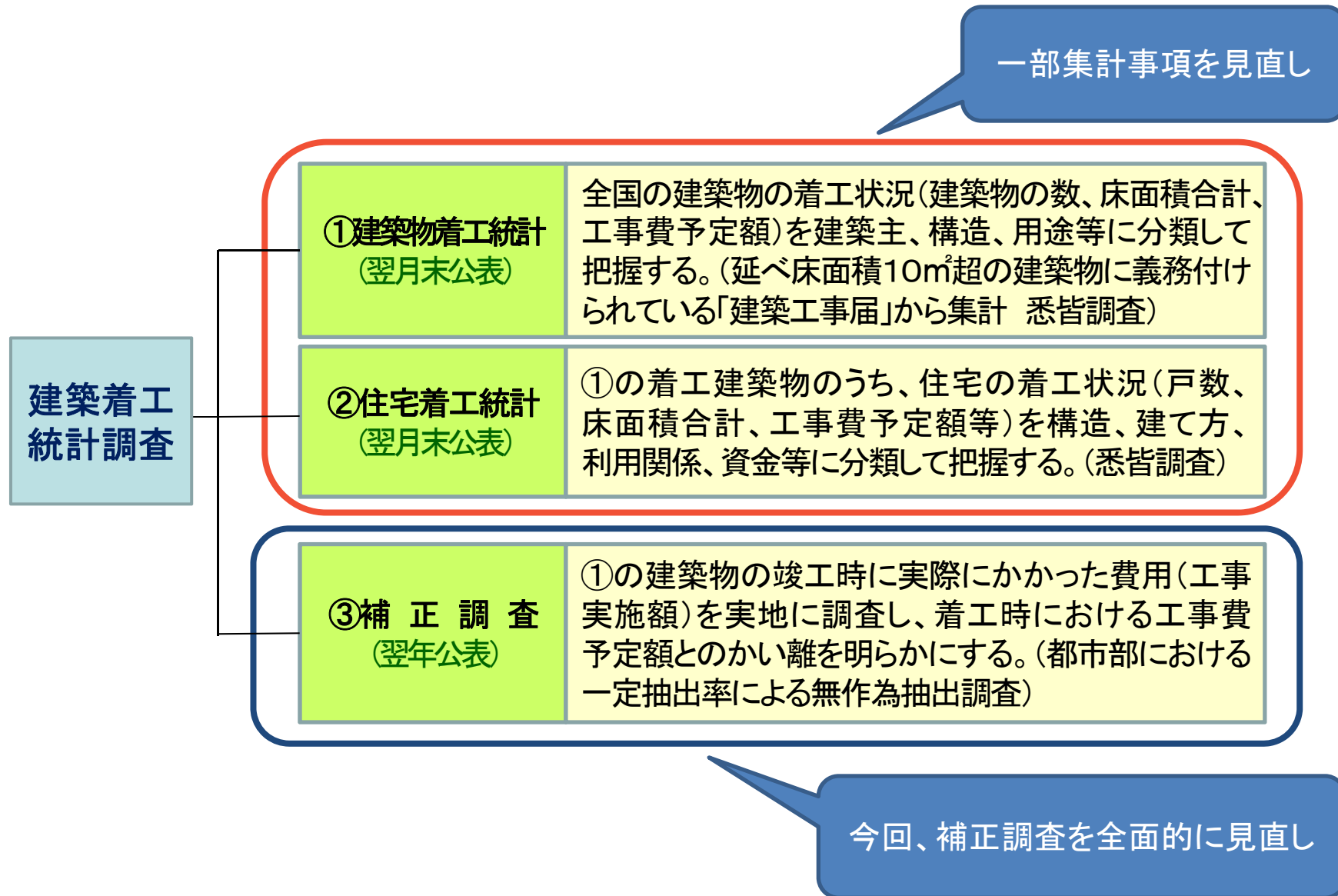
公表

- ①建築物着工統計調査及び②住宅着工統計調査：調査月の翌月末
- ③補正調査：調査年の翌年4月末

周期

- ①建築物着工統計調査及び②住宅着工統計調査：毎月
- ③補正調査：1年

2. 建築着工統計調査の体系



3. 建築着工統計調査 補正調査に対する指摘事項

- ◆ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）
 - ・ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する。
 - ・ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。等



- ◆ 「平成28年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成30年3月30日統計委員会）において、以下のとおり、整理
 - ・ 「平成28年度統計法施行状況報告 統計精度検査編」（平成29年11月21日）における改善の方向性を実現できるように検討を進める必要
 - ・ 標本設計の見直しに伴う抽出方法を含む調査方法等の変更に向け、国土交通省は、必要な準備を進め、2021年1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始することが必要

4. 補正調査の建築工事費調査への変更概要（その1）

① 標本設計の変更

「平成28年度統計法施行状況報告 統計精度検査編」（平成29年11月21日）で整理された調査計画の改善案を踏まえ、以下のとおり、変更することを計画

	補正調査(現行計画)	建築工事費調査(変更案)
調査対象数	約5,000	約10,000 (試験調査の回収率等の状況を踏まえ、調査対象数を増加)
抽出方法	層化二段無作為抽出 抽出単位: 1段目:市区(固定) 2段目:建築物(層化抽出)	層化無作為抽出 抽出単位:建築物 ※工事費予定額20億円以上は全数調査
推計方法	単純集計 工事費予定額から工事実施額を推計するための補正率を推計	抽出率及び回収状況等を加味した線形推定及び比推定 工事実施額を直接推計
層化基準	・都道府県(47区分) ・建築物の構造(木造・非木造)	・建築物の構造(木造・非木造) ・工事費予定額階級(1億円未満、1～20億円、20億円以上の3区分)
標本配分法	層別に抽出率を設定(1/10～1/100)	工事費予定額によるネイマン配分(20億円以上は全数調査)

(注) 「平成28年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書(統計精度検査関連分)」（平成30年3月30日統計委員会）において「ネイマン配分に準じた配分数を算定する際、しつ皆層、標本層別の回収率等を踏まえながら最終的な回収数として現行の標本サイズ(約5000)が維持できるよう検討することが必要である」と指摘

4. 補正調査の建築工事費調査への変更概要（その2）

② 統計調査の名称の変更

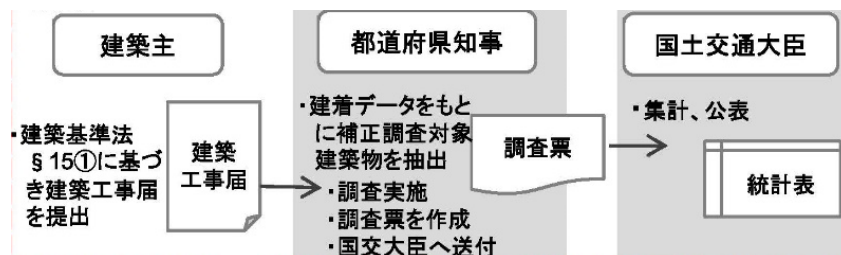
- ・ 調査内容をよりの確に表すため、統計調査の名称を「補正調査」から「建築工事費調査」に変更

③ 調査方法の変更

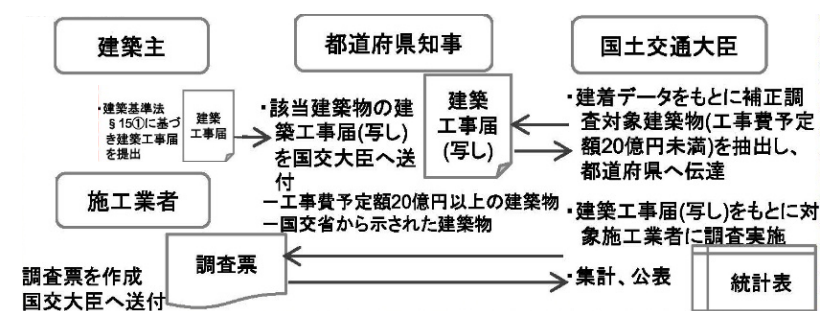
- ・ 都道府県による実地調査から、民間事業者を活用した郵送・オンライン方式による調査に変更

（注）上記にあわせて、都道府県が担当していた調査対象の抽出を、国土交通省が直接抽出する方法に変更。

【現行】



【変更案】



4. 補正調査の建築工事費調査への変更概要（その3）

④ 調査事項の変更

- ・ 報告者負担の軽減の観点から、「工事実施額」の内訳である「主体工事実施額」及び「建築設備工事実施額」を廃止
- ・ 建築工事届の工事完了予定期日と完了時期の乖離を把握できるよう、「着工日」及び「工事の完了日」を追加

（注）「平成27年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（平成28年度下半期審議分）」（平成29年3月31日統計委員会）において「補正調査における工事の完了予定期日と完了時期のずれについて、新たに公表することを早急に検討する必要がある」と指摘

⑤ 集計事項の変更

- ・ 調査計画の全面的な見直しに伴い、「工事実施床面積」及び「工事実施額」を構造別及び工事費予定額階級別に集計するよう見直し
- ・ 都道府県別の標本設計を取り止めることに伴い、都道府県別集計を廃止

（注）「平成28年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成30年3月30日統計委員会）において、「都道府県別集計の取りやめは、やむを得ない」と整理

4. 補正調査の建築工事費調査への変更概要（その4）

⑥ 公表の期日の変更

- ・ 公表の期日について、現行計画では「調査年の翌年4月末までに公表」としているが、平成30年度に実施した試験調査（建築着工統計調査補正調査試験調査）において実査状況等を検証したところ、調査票の督促、回収、審査等に一定程度の期間が必要なため、「調査年の翌年9月末」に変更

5. 建築物着工統計調査・住宅着工統計調査の変更概要

○ 集計事項の変更

- ・ 東京都特別区部及び政令指定市別の集計等、集計項目が詳細なため、秘匿措置が必要となり、調査結果の時系列比較ができない等利活用に乏しい集計表を調査計画から削除

（注）今回削除する集計表の中には、昭和63年に調査要綱に盛り込まれて以降、一度も集計されていないものもある。

6. 想定される論点

今回の調査計画の変更の大半は、これまでの統計委員会での議論を踏まえたものであるが、調査方法に大幅な変更が予定されていることから、以下の点について、確認が必要

- 1 補正調査から建築工事費調査への移行について
 - ・ 令和3年（2021年）1月に完成する建築物から、変更後の標本設計により調査を実施する計画であるが、新たな標本設計による調査対象の抽出等、建築工事費調査への移行を適切かつ円滑に行うため、どのように対応するのか。
- 2 調査対象数について
 - ・ 本調査は、都道府県の職員による調査から民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に移行するため、試験調査における回収率の状況等を踏まえ、調査対象数を約10,000に増やすことを計画しているが、必要最小限の数となっているか。
- 3 公表時期の見直しについて
 - ・ 利活用面からみて、問題はないか。
- 4 集計事項の見直しについて
 - ・ 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査の集計事項を一部削除することとしているが、利活用面からみて、問題はないか。
 - ・ 補正調査から建築工事費調査への移行に伴い、集計事項の見直しを行うこととしているが、利活用面からみて、問題はないか。